

会津若松市つながりづくりポイント事業実施要綱

(令和3年3月31日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の地域活動参加と、高齢者の社会参加の促進や介護予防の推進を図るため、ボランティア活動や介護予防等のための活動などの実績に基づきポイントを付与し、集めたポイント数に応じて、サービスや商品と交換できる券を交付するつながりづくりポイント事業（以下「ポイント事業」という。）の実施に関し、必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 ポイント事業は、会津若松市（以下「市」という。）における市民の地域活動参加と、高齢者等の社会参加の促進や介護予防の推進を図り、地域における高齢者等を含めたつながりづくりを推進し、「お互いさまでみんなをつなぐまち」をつくることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) お互いさまでみんなをつなぐまち 第2期会津若松市地域福祉計画に定める、地域の全ての人がつながり支え合い、誰もが安心して暮らせる地域をいう。
- (2) 活動者 本市に住所を有する者であって、第5条に規定するポイント付与の対象となる活動（以下「対象活動」という。）を行うものをいう。この場合において、支援型（同条第1号に定める活動）においては、活動を行う年度の4月1日現在において12歳以上である者（小学生を除く。）とし、参加型（同条第2号に定める活動）においては、活動を行う年度の4月1日現在において60歳以上である者（以下「活動者」という。）とする。
- (3) 登録団体 第7条第2項の規定により登録を受けた団体であって、活動者が対象活動を行った際に、当該活動者に対してポイントの付与を行うものをいう。
- (4) ポイント 活動者の活動実績に応じて登録団体が付与する点数をいう。
- (5) シール 活動者が対象活動を行った際にポイント手帳に貼付されるシールをいう。
- (6) ポイント手帳 活動者がシールを集めるために個人で所有する手帳をいう。
- (7) 協力店 第21条第2項の規定により登録を受けた事業所等であって、利用券を利用できる事業所等をいう。
- (8) 利用券 協力店で商品券として利用できる券をいう。

(事業の内容)

第4条 市長は、第2条に規定する目的を達成するため、当該活動者が第6条に規定する期

間に貯めたポイント数に応じて、利用券を交付する。

(対象活動)

第5条 対象活動は、次の各号に掲げる事項に関するものであって、その内容は別に定める。
ただし、政治的、宗教的又は営利的活動を目的とする場合を除く。

- (1) 支援型 高齢者等の社会参加の促進や介護予防の推進を図るための活動を支援する活動
- (2) 参加型 高齢者等の社会参加の促進や介護予防の推進を図るための活動
- (3) その他市長が適当と認める活動

(ポイントを付与する期間)

第6条 登録団体が活動者に対してポイントを付与する期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとし、当該ポイントは次の期間に繰り越すことはできない。

(団体の登録)

第7条 登録団体としての登録を希望する団体は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があった場合には、別に定める要件を満たすときには当該団体を登録団体として登録するものとし、当該要件を満たさないときには登録しないものとする。この場合において、市長は、登録を行った旨又は登録を行わなかった旨を当該団体に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による登録を行った場合は、団体の情報等を所定の管理台帳（以下「台帳」という。）に記載するとともに、当該登録団体にシールを交付するものとする。
- 4 市長は、登録団体の名称及び活動内容等を活動者に周知するよう努めるものとする。

(登録団体の登録内容変更)

第8条 登録団体は、前条第1項の規定による届出の内容に変更があったときは、市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があった場合には、速やかに台帳の登録内容の変更を行うものとする。

(登録団体の遵守事項)

第9条 登録団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 活動者が、安全かつ適正に対象活動を行うことができるよう十分配慮し、かつ、必要な指導をするよう努めること。
- (2) ポイント事業の趣旨を理解し、活動者の活動実績を確認し、ポイント手帳にシールを貼付することによりポイントを付与すること。
- (3) 登録団体として知り得た秘密を、ポイント事業の実施以外の目的に使用し、又は漏えいしないこと。登録団体でなくなった場合においても、同様とする。
- (4) シールを適切に管理及び保管すること。

(5) 不正にシールを貼付しないこと。

(6) シールを複製し、又は他団体等に譲渡等しないこと。

(立入検査等)

第10条 市長は、登録団体が行うポイント付与等の適正を期するため必要があるときは、登録団体等に対し、ポイント事業に関する報告を求め、又は市職員にその活動場所等に立ち入り、活動者へのポイント付与の方法等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(登録団体の登録取消)

第11条 市長は、前条第1項の立入検査等の結果、登録団体が第9条各号に掲げる事項を遵守していない又は登録団体としての適性を欠くに至ったと認めるときは、必要に応じて当該団体から意見を聴いた上で、登録団体としての登録を取り消すことができる。

2 前項の場合において、登録を取り消された登録団体は、余剰となったシールを市長へ返還しなければならない。

(登録団体の登録抹消届出)

第12条 登録団体は、登録抹消を希望するときは、交付されたシール及び使用したシールの台紙を添えて市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合には、速やかに台帳から登録を抹消するものとする。

(ポイント手帳の交付)

第13条 市長は、活動実績を記録するためのポイント手帳を、活動者に交付するものとする。

(ポイントの付与)

第14条 登録団体は、活動者が当該登録団体において対象活動を行ったときは、その活動実績を確認した上で、当該活動者のポイント手帳にシールを貼付するとともに、当該活動日を記載することにより、ポイントの付与を行う。

2 ポイントを付与されるための要件及び付与されるポイント数は、対象活動ごとに、別に定める。

(利用券の交付)

第15条 活動者は、活動実績を記録したポイント手帳を市長に提出することにより利用券の交付を申請したものとみなす。ただし、活動者は、第6条に規定するポイントを付与する期間が終了した日の属する年度の翌年度で別に定める日までにポイント手帳を提出しなければ、利用券の交付を受けることができない。

2 市長は、前項の規定によるポイント手帳の提出があったときは、ポイント数を確認し、

利用券額面に換算して、ポイント手帳を提出した活動者に予算の範囲内で利用券を交付する。ただし、活動者が死亡したときはこの限りでない。

3 前項の換算を行う際の活動者の年齢区分は、活動実績年度の4月1日時点のものとする。

4 活動者は、利用券の額面の全部又は一部について、利用券の交付を受けず、別に定める団体等に対し寄付を行うことができる。

(利用券の使用)

第16条 利用券は、協力店において利用期間内に限り利用可能とする。

2 前項の利用期間は、市長が別に定める。

(利用券の換金)

第17条 利用券の換金は、協力店からの請求に基づき行うものとする。

(ポイント手帳等の譲渡等の禁止)

第18条 活動者は、活動実績及びポイント並びにポイント手帳を他者に譲渡等することはできない。

(ポイント手帳の再交付)

第19条 ポイント手帳を紛失し、又は破損等した活動者は、市長に対し、ポイント手帳の再交付を求めることができる。

2 市長は、前項の規定によりポイント手帳を再交付した場合には、第15条第2項の規定による利用券の交付に当たり、紛失等したポイント手帳に貼付されたシールの数は考慮しない。

(シールの再交付)

第20条 シールを紛失又は破損等し、シールの再交付を希望する登録団体は、市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合には、必要性を判断した上で、新たなシールを再交付するものとする。

(協力店の登録)

第21条 協力店としての登録を希望する事業所等は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合には、別に定める要件を満たすときには当該事業所等を協力店として登録するものとし、当該要件を満たさないときには登録しないものとする。この場合において、市長は、登録を行った旨又は登録を行わなかった旨を当該事業所等に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録を行った場合は、協力店の情報等を台帳に記載するものとする。

4 市長は、協力店の名称及び協力店の取扱品等を活動者に周知するよう努めるものとする。

(協力店の登録内容変更)

第 22 条 協力店は、前条第 1 項の規定による届出の内容に変更があったときは、市長に届出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合には、速やかに台帳の登録内容の変更を行うものとする。

(協力店の登録抹消届出)

第 23 条 協力店は、登録抹消を希望するときは、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合には、速やかに台帳から登録を抹消するものとする。

(業務の委託)

第 24 条 市長は、事業の運営に係る業務の一部又は全部を適当と認める者に委託して実施することができるものとする。

2 前項の規定により委託を受けた者が行う業務は、市長が別に定める。

(委任)

第 25 条 この要綱に規定するもののほか、ポイント事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 3 年度における特例措置)

2 登録団体が活動者に対してポイントを付与する期間は、令和 3 年度に限り、第 6 条の規定に関わらず、市長が別に定める期間とする。

3 令和 3 年度に限り、本市に住所を有する令和 3 年 4 月 1 日現在において 75 歳以上である者に対し、第 15 条の規定に関わらず、当該年度のみ利用できる利用券を交付するものとし、その詳細は別に定める。